

第八回 貴族院議事速記録第十四號

帝國議會

レバ宜イト云フ譯ニナリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別段定足數ニ差支ハゴザイマセヌカラ宜シウ
ゴザイマス、

明治二十八年一月三十一日(木曜日)

午前十時四十五分開議

議事日程 第十四號 明治二十八年一月三十一日

午前十時開議

第一 腸虎臘脢獸獵法案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 古物商取締法案(衆議院提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 刑法附則中改正法律案(衆議院提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第七 明治二十三年法律第七十二號銀行條例改正法律案(衆議院提出)

第八 蠶種検査法案(前田正名君一名發議)

第九 復族祿及復祿ノ請願

第十 施療病院設立ノ請願

第十一 沖繩縣ニ煙草稅則施行ノ請願

第十二 燈臺官設ノ請願

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第一讀會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今谷子爵小澤男爵ノ請求ヲ兩方容レラレマシタラバ定足數ニ充タヌ様ニナリマス、谷子爵ノ方ガ前キニ請求ニナッテ居リマスカラ種痘法案ノ委員ダケハ御退席ニナッテモ宜シウゴザイマス、

○子爵谷千城君 夫レデハ是レヨリ退キマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 書記官ヲシテ提出文ノミヲ朗讀致サセマス、

(木内書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今谷子爵小澤男爵ノ請求ヲ兩方容レラレマシタラバ定足數ニ充タヌ様ニナリマス、谷子爵ノ方ガ前キニ請求ニナッテ居リマスカラ種痘法案ノ委員ダケハ御退席ニナッテモ宜シウゴザイマス、

○子爵谷千城君 夫レデハ是レヨリ退キマス、

(木内書記官朗讀)

右 脣虎臘脢獸獵法案

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治二十八年一月二十八日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

農商務大臣子爵榎本武揚

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

臣虎臘脢獸獵法

第一條 臣虎臘脢獸ヲ獵獲セントスル者ハ農商務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 臣虎臘脢獸保護ノ爲メ勅令ヲ以テ禁獵區及禁獵期ヲ設ケ獵船、獵具、獵法ヲ制限シ牝牡、年齡ニ依リ其ノ獵獲ヲ禁止スルコトヲ得

第三條 軍艦艦長、警察官吏、稅關官吏其ノ他特ニ命令ヲ受ケタル官吏ハ

勅令ノ定ムル所ニ依リ臣虎臘脢獸獵船、獵具及獵獲物ノ検査ヲ行ヒ犯則

者ト認ムヘキ者及船員ヲ抑留シ獵船、船具、獵具、船籍證書及獵獲物ヲ差押フルコトヲ得

第四條 禁獵區内又ハ禁獵期間ニ於テ臣虎臘脢獸ノ獵獲ヲ爲シタル者ハ一

月以上一年以下ノ重禁錮又ハ二十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ何人ノ

所有ヲ問ハス獵船、船具、獵具及一切ノ獵獲物ヲ沒收ス

第五條 獵船、獵具及獵獲物ノ制限及牝牡、年齡ニ依レル獵獲ノ禁止ニ違背

シ又ハ獵船、獵具及獵獲物ノ検査規則ニ違背シタル者ハ十日以上一月

以下ノ重禁錮又ハ二十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

○子爵曾我祐準君 本日ハ第五科ノ豫算委員會ヲ開ク筈ニナッテ居リマスカラ定員ニ不足ガナケレバ退席ノ許可ヲ願ヒタウゴザイマス、尤モ外ノ委員ハ一人ト云フ譯デゴザイマス、私一人退席ス

第六條 第一條ノ免許ヲ受ケシテ臘虎脣肭獸ヲ獵獲シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ獵獲物ヲ沒收ス

第七條 第四條第六條ニ依リ沒收セラルヘキ獵獲物ヲ既ニ販賣シタルトキハ其ノ代價ヲ追徴ス

第八條 此ノ法律ハ刑法第四十三條及第四十四條ノ適用ヲ妨ケス
第九條 此ノ法律ハ明治二十九年一月一日ヨリ施行ス

明治十七年布告第十六號及明治十九年勅令第八十號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

(國務大臣子爵榎本武揚君演壇ニ登ル)

○國務大臣(子爵榎本武揚君) 本案提出ノ理由ハ既ニ諸君ノ御手許へ御迴申シテ置キマシタル刷物デ御覽ノ通りデアリマス、詰リ此貴重ナル海產即チ臘虎脣肭ノ捕獲竝ニ其皮類ノ販賣等ニ對シマスル現行ノ規則ハ甚ダ不十分デアリマスル故、更ニ適當ノ規程ヲ設ケマシテ此獸類ノ捕漁竝ニ獵業ノ發達ヲ謀ルニ外ナラザル譯デアリマス、願ハクハ諸君御審査ノ上本案ニ御賛成アラムコトヲ希望致シマスル、尙ホ御質問ノ廉ミハ專務ノ吏員ヨリ御答ヲ致スデアリマセウ、

○男爵伊達宗敦君 チヨット農商務大臣ニ御尋ヲ致シタイ、今日マデ大抵一年ノ平均ハ…臘虎脣肭ノ獵獲ト云フモノハドノ位アルモノデアリマセウカ夫レヲ一ツ御尋致シマス、

○國務大臣(子爵榎本武揚君) 唯今書類ニ依リテ御答ヲ致シマス、
(政府委員藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 御答ヲ致シマスルガ今日持ツテ參リマシタ書類ニハ近イノヲ持ツテ居リマセヌデゴザイマスカラ十分ノ事ハ申上ゲラレマセヌガ、唯今持ツテ居リマスルノハ臘虎ハ明治六年カラ十九年ノマデヲ持ツテ居リマス、明治六年ニハ二百八十八頭、明治八年ニハ二百五十頭、明治九年ニハ二百八十五頭デゴザイマス、毎年ノモゴザイマスケレドモ省キマシテ申上ゲマセヌ、十八年ニ三十一頭、十九年ニ九十九頭デゴザイマス、夫レカラキッチリ致シマシタ數ハ能ク覺エテ居リマセヌガ、併ナガラ後程マデニ調トガ出來ル譯ニナリマスカ、ソコラハドウデゴザイマスカ、

○政府委員(藤田四郎君) 唯今御尋ノ事柄デゴザイマスガ密獵船ハ頻繁參ヌガ、唯今持ツテ居リマスルノハ臘虎ハ明治六年カラ十九年ノマデヲ持ツテ居リマス、明治六年ニハ二百八十八頭、明治八年ニハ二百五十頭、明治九年ニハ二百八十五頭デゴザイマス、毎年ノモゴザイマスケレドモ省キマシテ申上ゲマセヌ、十八年ニ三十一頭、十九年ニ九十九頭デゴザイマス、夫レカラキッチリ致シマシタ數ハ能ク覺エテ居リマセヌガ、併ナガラ後程マデニ調ト云フ感想ヲ懷クダケデ、實際捕リマスルノハ昨年モ農商務省ノ吏員ヲ派出シテ水產會社ノ船ニ乗セテ調べマシタ、昨年モ其通リニ致シマシタガ大抵四頭、臘虎ハ日本ニ於キマシテハ餘リ是レ迄餘計捕リマセヌ、二十二年ニ三十六頭、二十三年ニ三百七十九頭、二十四年ニ四十四頭、二十五年ニ三頭ト云フ報告デゴザイマス、併シ臘虎ヲ獵獲致シマスル事柄ハ漸ク近年分リマシタ、實ハ是レマテ現行規則ハ不十分デゴザイマシタガ、其臘虎ノ回游ノ狀況ヲ詳ニシテ居リマセヌカラ捕ルコトモ能クイカヌ、唯外國人ダケ捕ツテ居ル

ト云フ事實ニナツテ居リマス、併シ追々獵漁ノ方法ヲ覺エマシタカラ昨年捕ハ六百頭前後捕リマシテゴザイマス、一艘ノ船デ…他ノ方デモ多少捕リマシタル様子デゴザイマス、此法律ガ改正ニナリマシタナラバ臘虎ノ獵獲ト云フモノモ大ニ發達スル見込デゴザイマス、モニナリマスルナラバ…

○男爵伊達宗敦君 唯今ノ御説明デ分リマシタガ、現今ノ所デアリマスカ、唯今御分ト臘虎及臘虎獵ノ免許ヲ得テ營業シテ居ル者ハドノ位アリマスカ、モニナリマスルナラバ…

○政府委員(藤田四郎君) 二十一年カラハ北海道ノ臘虎脣肭獵漁ノコトヲ帝國水產會社ヘ特許ヲ與ヘラレ、夫レカラ一昨二十六年カ更ニ期限ガ満ミマシテ尙ホ同會社ニハ從前ノ場所ヲ幾許カ制限シテ得撫カラ以東ヲ特許ヲ與ヘマシテ、其他ノ所ハ或ハ土地ノ人民ニ與ヘ、或ハ又他ノ會社ニ與ヘルト云フ方針ヲ取リマシテ、現今ノ所ニ於キマシテハ帝國水產會社ハ得撫以東、夫レカラシテ辻魁三ト云フ人ガ色丹國後ト云フ地方ニ特許ヲ得テ居リマス、夫レカラ噴火灣ハ土地ノ人民ガ組合ツテ獵漁ヲ致ス様ニナツテ居リマス、デ結局ノ所ハ北海道ヲ九箇所ニ分ツテ獵漁ヲスルコトニ出來テ居リマス、モウ一ツ伺ヒタイ、北海道地方殊ニ千島アタリデハ往ト往外國ノ密獵船ガ年々多クノ臘虎等ヲ捕獲スルト云フコトヲ聞キマス、夫レハ餘程夥シイ様ニ聞及シテ居リマス、勿論外國船ノ密獵デアルカラ十分ノ調ガ付クモノデハアリマセヌケレドモ、大抵ドノ位ノ物ヲ持去ラル、デアラウカト云フコトガ御分リニナツテ居リマスルナラバ伺ヒタイ、夫レカラ次ニ此法ヲ以テ致シマスレバ即チ今ノ外國人ノ密獵ト云フモノヲ十分ニ防ギ得ルコトガ出來ル譯ニナリマスカ、ソコラハドウデゴザイマスカ、

○政府委員(藤田四郎君) 唯今御尋ノ事柄デゴザイマスガ密獵船ハ頻繁參リマスル様子デゴザイマス、併ナガラ是レハ實際ヲ申シマスルト云フト密獵ト云フノデハナク矢張リ自由ニ捕ツテ居リマスルノデゴザイマス、決シテ私ニ竊ニ捕ルト云フ有様デハゴザイマセヌ、今マデ農商務省ニ於キマシテ調査致シマシタル所ニ依リマスレバ日本ノ領海デ捕リマスルト云フコトハ殆ドゴザイマセヌ、唯或ハ薪水ヲ取りニ來ルトキニ其船ヲ見テ或ハ日本ノ領海内ニ居マスルガ夫レハ子ヲ産ム時デアリマスルカラソソナ時ニハ餘リ捕リマセヌ、ルト云フ感想ヲ懷クダケデ、實際捕リマスルノハ昨年モ農商務省ノ吏員ヲ派出シテ水產會社ノ船ニ乗セテ調べマシタ、昨年モ其通リニ致シマシタガ大抵三四十哩沖ニ居リマスルノデゴザイマス、固ヨリ此養殖ノ時ニハ陸ヘ上ガリ十六頭、二十三年ニ三百七十九頭、二十四年ニ四十四頭、二十五年ニ三頭ト云フ報告デゴザイマス、併シ臘虎ヲ獵獲致シマスル事柄ハ漸ク近年分リマシタ、實ハ是レマテ現行規則ハ不十分デゴザイマシタガ、其臘虎ノ回游ノ狀況デ日本ノ東岸カラ北海道ノ南岸ニ至ルノ間ノ港灣ニ出這入り致シマシタ船數

ハ英吉利、亞米利加、布哇、其他ノ船デゴザイマシテ合計二十四艘デゴザイ
マス、
○男爵伊達宗敦君 御言葉中デゴザイマスガ其船ト云フモノハ三十哩モ沖
ニ居ッテ捕ルト云フコトデゴザイマスナ、
○政府委員(藤田四郎君) 左様デゴザイマス、
○ラ巡邏艦トシテ船ヲ出シテゴザイマスガ、固ヨリ廣イ海ノコトデゴザイマス
カラ總テヲ見張ッタト云フコトハ出來マスマイ、併シ今マデハサウ云フコト
ハゴザイマセヌ、捕ツテ居リマスルコトハ……併シ近寄ツタ場所デ見タコトハ
アリマスルガサウ云フトキニハ或ハ退カシタリ或ハ薪炭ノ必要ガアルト云ヘ
バ夫ミ條約ノ許ス方法ニ依ツテ致シテ居リマスル、

○田中芳男君 私モ聊カ御尋ヲ致シタイト思ヒマス、從來此外國船ガ日本
ノ海デ臘虎ノ獵ヲ致シテ其皮ノ數ガ一箇年ニ何千枚ニ至ツタト云フコトヲ屢々
聞イテ居リマスルガ、其頃ハ臘虎ト云フモノノ外ハ臘肭ト云フ名ハ私ハ存ジ
マセナシ、然ルニ近年ニナリマスルト臘虎臘肭ト二ツ名前ヲ分ケテアリマ
スルガ以前ハ臘虎ト云フ名前ノ内ニ臘肭ト云フモノモ一所ニ這入ッテ居ッタ
コトト見エマス、併シ此一緒ニナツタコトト云フモノハ臘虎ト云フ名ノ西洋
名ト臘肭ト云フ言葉ト同ジ様デアリマスカラ夫レ故悉ク一緒ニナツテ臘虎ノ
皮ヲ何千枚捕ツタト言ヒマシタガ、臘虎ト臘肭ト二ツノ類ハ近年ハ水產調査
所ガ出來テ定メテ精シイ御調モ出來マシタラウト存ジマス、就キマシテハ此
事ハ皆サンガ御承知ニナツテ居ル方ガ御参考ニナツテ宜シトイト思ヒマス、政
府委員ニ於テ其邊ノ事ヲ御話ニナツテ置イタ方ガ宜シカラウト考ヘマス、サ
ウナレバ誠ニ宜シトイト思ヒマス、

○政府委員(藤田四郎君) 唯今ノ仕舞ノ所ヲ聽損ヒマシタガ、チヨット仕
舞ノ所ヲモウ一應簡單ニ御話ヲ願ヒマス、少シ聽落シマシタカラ、

○田中芳男君 臘虎ト臘肭獸ト云フ名ト一つ竝ベタノハ近年ノコトデア
ル、其前ハ臘虎ト云フ名デ濟ンデ居ッタ様ニ考ヘマス、夫レ故其區別ヲドウ
カ、

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマス、臘虎ノ事ニ附キマシテハ書類モア
リマスガ、田中サン杯ハ能ク御承知デゴザイマセウガ、昔舊幕時分ノ世ニ在リ
マシテハ唯臘虎臘虎ト云ヒマシテ臘肭ト云フコトハ少シモアリマセヌ、夫レ
カラシテ過ギマシテ明治二年デゴザイマシタガ臘虎ノ取締ノ事杯ヲ定メ、續
イテ六年デゴザイマシタカニ規則ガ出ル様ナ位デ、或ハ其當時船ヲ出ス位ナ
コトデアリマシテ、法律文デ明ニ臘虎臘肭ノ區別ヲ立テテ出タノハ明治十七
年ノ布告ガ始メテカト思ヒマス、其前開拓使北海道杯デ漁業條例杯ガ出マシ
タガ十分ニ其界ガ能ク立ツテ居ラヌカノ様ニ思ハレマス、十七年ニ臘虎ノ名前

ガ出テ、夫レカラ十九年ニ取締規則ガ出マシタガ、其當時ニ於テモ矢張リ臘虎
臘虎ト云フコトデアリマシテ、夫レカラ臘虎ノ方ガ直ガ大變宜シイコトデ、一枚百圓以上五六百圓モ致シマシタガ、臘肭ノ方ガ直ガ大變宜シイコトデ、一枚百圓以上五六百圓モ致シマシタガ、臘肭ノ方ガ直ガ大變宜シイコトデ、一
ニ密獵船モ來マシテ、其後餘計來タノハ亞米利加英吉利ノ條約ニ依ツテ、アチ
ラデ無闇ニ捕ルコトガ出來ヌ結果カラシテ日本ノ方ニ餘計來ル様ニナリマシ
タ、又サウ云フ様ナコトカラシテ外國船ニ日本人ガ乘ツタリシテほいトカ獵
師トカ手傳ニナツテ隨ツテ此事ヲ覺エテ、今日デハ臘虎ノ性質モ臘肭ノ性質
モ分ツテ、臘虎ハ回遊シテ泳イデ磯ニ多ク著イテ居ル動物デアル、臘肭ハ冬
ニナルト南ノ方ニ行キ夏ニナルト北ニ行ツテ番殖場ニ行ク、又日本ニ於テハ
千島ノムシル、ライコケ、スレドノエズニ番殖シ、又北太平洋中ブリビローフ、コムマンドルスキ、ローベンス島ズ等凡ソ進路モ今日分ツテ居リマス、
夫レ等ノコトニ於テ番殖ノ方法モ頗ル明ニナツテ居リマス、今日北海道デハ
ドチラガ必要カト云ヒマスト臘肭ノ方ガ必要デ、臘虎ノ方ハ餘リ殖エナイト
云フ様ナ狀況ニ至ツテ居リマスノデゴザイマス、
○男爵伊達宗敦君 チヨット御尋ヲ致シマス、第一條ニ「農商務大臣ノ免
許ヲ受クヘシ」ト云フノハ是レハ農商務大臣ノ御見込デハ免許ノ數ヲ限ル御
考デアリマスカ、或ハ他ノ鳥獸獵ノ如ク數ヲ限ラズニ願ヒサヘスレバ許スト
云フ御考デアリマスカ、
○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマス、唯今調ベマシタ所ニ依ツテ
法文ノ主意ハ大凡獵業ノ計畫トカ方法トカガ宜ケレバ何人ニモ許ス見込デゴ
ザイマス、是レマデノ様ニ特許ノ方針デハアリマセヌ、併シ營業カラ誰レ
ニデモ願ヒサヘスレバ許スノデハナイ、方法トカ計畫トカ照シ合セテ許ス考
デアリマス、
○子爵立花種恭君 チヨット不審ノコトヲ一應伺ヒタウゴザイマス、先刻
御演説ニナリマシタノニ私ノ聽取り違ヒカモ知レマセヌガ六年ニハ二百八十八頭ト伺ツタ、二十五年ニハ三頭ト云フ様ニ伺ツタト存ジマスガ全ク左様デ
ゴザイマスカ、
○政府委員(藤田四郎君) 全ク左様デゴザイマス、三頭ト申シマシタ、
○子爵立花種恭君 明治六年ニハ二百八十八頭デアリマスカ、
○政府委員(藤田四郎君) ハイ、
○子爵立花種恭君 是レハドウ云フ都合デ此數ガ斯ウ減ジテ參ツタモノデ
ゴザイマセウカ、一應心得ノタメニ伺ツテ置キマスガ初年カラ追々減ジテ二
十五年ニ至ツテ僅三頭ニナツタノハドウ云フ譯デアリマスカ、
○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマス、是レハタツタ一ツノ會社ニ與

ヘタノデアリマスカラ船ガ二艘ヨリナク、風ノ都合ヤ色ミナコトノ回り合セ
ガ惡ルカツタダメニ斯ウナツタノデアリマス、詰リ北海道廳テ檢印ヲ捺シタ
モノニ依ッテ調ベマスヨリ外アリマセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移
リマス、

○田中芳男君

此案ハ漁業法トハ大變見タ所ハ違ツタ様デアリマスガ、其

精神タルヤ漁業法ニ關係モアル様ニ考ヘマスルカラ、漁業法ノ特別委員ニ御

苦勞ヲ願ツタ方が却ツテ早カラウト存ジマス、相成ルベクハモウ一遍御苦勞

ヲ願ツテ漁業法ノ特別委員ニ御苦勞ヲ願ヒタイ、

○子爵松平信正君

贊成、贊成、

○湯地定基君

贊成、

○馬屋原彰君

唯今田中君カラ此臘虎臘肭獸獵法案ハ便利ニ依ッテ漁業法
案ノ委員ニ一緒ニ付託シタイト云フ御詰デアリマシタガ、是レハ木員ノ考デ
ハ成ル程漁業法案ト能ク似テ居リマスケレドモ、是レハ一種特別ノ臘虎臘肭
ダケノコトデゴザイマスカラ、是レハ是レダケノ別ノ委員ヲ設

ケラレタ方ガ宜カラウト思ヒマス、私ハ田中君ノ説ニ拘ラズ是レダケハ別ニ
委員ヲ選バレル方ガ宜イカト思ヒマス、然ル上ハ議長ニ委員ノ選定ヲ付託シ
タイト云フ動議ヲ提出致シマス、

○子爵堀田正養君 此法案ノ委員ヲ漁業法案ノ委員ニ付託サセルト云フ田

中君ノ御説デゴザイマスガ、唯今馬屋原君ノ述ベラレマシタ通リ是レハ餘程
漁業法案ノコトトハ性質ガ特別ナモノト考ヘマス、此付託ノ委員ハ更ニ選舉
ニナル様ニト云フ馬屋原君ニ同意ヲ致シマス、議長ニ委員ノ選定ヲセラレム
コトヲ希望致シマス、

○小原重哉君

馬屋原君ニ御問ヲ致シマスガ、議長御付託ノ委員ハ九名デ
ゴザイマスカ、

○馬屋原彰君

固ヨリ左様デゴザイマス、

○小原重哉君

馬屋原君ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數ト存ジマス、次ニ馬屋原君ノ動議ハ別ニ
ノ委員ヲ選ンデ選定方ハ議長ニ託スルト云フ、此馬屋原君ノ動議ニ贊成ノ諸君

ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

少數ト存ジマス、次ニ馬屋原君ノ動議ハ別ニ
ノ委員ヲ選ンデ選定方ハ議長ニ託スルト云フ、此馬屋原君ノ動議ニ贊成ノ諸君

ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ古物商取締條例改
正法律案、衆議院提出、第一讀會ヲ開キマス、通牒文ノミヲ朗讀致サセマ
ス、

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也

古物商取締法案

(木内書記官朗讀)

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也

明治二十八年一月二十六日

衆議院議長 楠本正隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモノ参照ノタメ茲ニ載錄ス)

古物商取締法

第一條 古物商トハ主トシテ一度使用シタル物品若ハ其ノ物品ニ幾部ノ手

入ヲ爲シタルモノヲ賣買交換スルヲ以テ營業ト爲ス者ヲ云フ

第二條 古物商ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ其ノ物品ノ種類ヲ定メ行政廳ノ

免許ヲ受クヘシ

第三條 古物商ハ免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄内ニ店舗ヲ設ケタルトキハ

其ノ旨行政廳ニ届出ヘシ

第四條 免許ヲ受ケタル行政廳ノ管轄以外ノ地ニ於テ營業所又ハ店舗ヲ設

ケムトスルトキハ更ニ其ノ地行政廳ノ免許ヲ受クヘシ

營業所又ハ店舗ヲ設ケタルニ非スシテ賣買若ハ交換シタルトキハ古物商ニ

非サル者ヨリ買受ケ若ハ讓受ケタル場合ニ限り其ノ品目ヲ其ノ地ノ行政

廳ニ届出ヘシ但シ官衙公署ノ公賣品及質業者ヨリ買受ケタルモノハ此ノ

限ニ在ラス

第五條 左ニ記載シタルモノニ關スル規定ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコ
トヲ得

一 古物ノ市場、行商、露店及羅賣

一 刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具其ノ他危險ノ虞アル物品ノ賣買交換

第六條 古物商物品ヲ買受若ハ交換セムトスルトキハ賣主讓渡主ニ於テ其

ノ物品ヲ處分スルノ權利ヲ有スルコトヲ認知シタル後之ヲ爲スヘシ若不

正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ヘ申告スヘシ

第七條 住所氏名ノ詳ナラサル者ヨリ物品ヲ買受ケ又ハ交換スルコトヲ得

但シ住所氏名ノ詳ナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタル
トキハ本條ヲ適用セス

第八條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非

サレハ之ヲ買受ケ又ハ譲受クトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未タ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ

消毒法ヲ施サシム其ノ命ニ從ハサルトキハ之ヲ官沒ス

第九條 賊物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限り警察官ハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十條 賊物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記ス

ヘシ品觸到達以後六箇月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ買受ケ又ハ交換シ若

ハ寄藏ヲ受け若ハ其ノ以前ニ之ヲ得タル儘所持シタルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘシ

第十一條 古物商物品ヲ賣賣シ若ハ交換シタルトキハ其ノ物品及賣主、讓渡主ヲ帳簿ニ記載シ又買主讓受主ヲ詳ニヘルコトヲ得タルトキハ之ヲ記載スヘシ

第十二條 物品ノ賣買交換ヲ記載シタル帳簿ヲ廢棄セムトズルトキハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ物品及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ

其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシメ之ヲ検査スルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ差押ヘタルトキハ領置證書ヲ差出しヘ交付スヘシ

第十四條 古物商法律命令ニ違犯シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止若ハ停止スルコトヲ得

禁止及停止ノ效力ハ全國ニ及フ

第十五條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ古物商營業ヲ爲シ又ハ古物商ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期限内亦同シ

第十六條 行政廳ハ何時タリトモ營業禁止ヲ解クコトヲ得

第十七條 古物商ノ買受ケ又ハ交換シタル物品ニシテ遺失物若ハ贓物ニ係ルトキハ營業者ヨリシタルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者知レサルトキハ徵收シタル日ヨリ一年ノ後官沒スルコトヲ得

第十八條 他ノ營業者ニシテ隨時其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換シタルト此ノ法律ヲ適用スルノ必要アルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 左ニ掲タル諸項ノ一二該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品帳簿ヲ毀損

亡失シタル者

第二條ノ免許ヲ受ケシテ營業ヲ爲シタル者

第三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

四 第十五條ニ違犯シタル者

第二十條 第三條、第四條、第六條、第七條、第八條、第十條、第十一條及第十二條ニ違犯シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第二十二條 營業上ニ付テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十三條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 此ノ法律ハ沖繩縣ヲ除ク外明治二十八年九月一日ヨリ施行ス

第二十五條 明治十六年第五十號布告古物商取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

○森山茂君　此案ハ衆議院ノ提出ニ係リマスルモノデアリマスガ、政府ノ委員ハ出席ニナシテ居リマスカ、少シク政府ノ意向ヲ聞キタイノデアリマス、

○男爵千家尊福君　唯今森山君カラ政府ノ意向ヲ聽キタイト云フコトヲ御陳述デゴザイマシタガ、如何デゴザイマセウカ是レハ孰レ特別委員ニ付託シテ委員會デ調査シテ其上又議場ニ報告ニナリマスカラ其時ニ當ツテ政府ノ意見ヲ御尋ニナツタ方ガ御便利デアラウト思ヒマス、政府委員ノ出席ヲ空シク待ツノモ如何デアラウカト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リマス、

○男爵本多副元君　西五辻君ニ贊成、

○伯爵大原重朝君　西五辻君ノ說ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　此委員ハ選定ヲ議長ニ託スルト云フ西五辻男爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　過半數デゴザイマス、次ニ刑法附則中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ヲ開キマス、提出文ノミヲ朗讀致サセマス、

(木内書記官朗讀)

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也
明治二十八年一月二十六日

貴族院議長侯爵須賀茂韶殿 衆議院議長楠本正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

刑法附則第四十九條同條乙丙丁及第五十條ヲ左ノ如ク改正ス

第四十九條 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金貳拾錢乃至金五拾錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム但シ止宿料ヲ給與スル場合ニ於テハ日

當ヲ給與セス

第四十九條乙 醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ日當ハ出頭一度ニ付金參拾錢乃至金五圓ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム

第四十九條丙 證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ旅費ハ海陸路滿一里ニ付金五錢乃至金拾錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム但

シ通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

第四十九條丁 證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ止宿料ハ一日ニ付金貳拾錢乃至金五拾錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事又ハ裁判所之ヲ定ム但シ満八里以上ノ地ヨリ來リ滯在スルトキニ非サレハ之ヲ給與セス

第五十條 證人、醫師、鑑定人、通辯人、翻譯人ノ日當、旅費及止宿料ハ豫審ニ於テハ其ノ終結前公判ニ於テハ其ノ判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與セス

○子爵本莊壽五君 政府委員ニ質問ヲ致シマス、此刑法附則ノ改正案ニ依

レバ是レハ孰れ都會ノ地ニ在ル裁判所ト邊鄙ノ地ニ在ル裁判所トデ、是レマデノ規則ニ依ッテ見レバ證人其他ノ者ヲ呼出シマストキニ旅費日當ハ同一デゴザイマス、此改正ニ依ッテ見レバ其地ノ物價標準ニ依ッテ判事或ハ裁判所ガ相當ノ日當旅費ヲ給スルコトガ出來ル譯ニアリマスカラ至極ノ改正案ト認メマスガ、政府委員ハ同意デアリマスカ質問致シマス、

(政府委員清浦奎吾君演壇ニ登ル)

○政府委員(清浦奎吾君) 本案ニ對シテ政府ハ同意ヲ表シマスデゴザイマス、其理由ヲ一通り申述ベマス、豫算表ニ於テ諸君御認ノ如ク裁判費用ガ著シク増加ヲ致シマシテ既ニ昨年モ今年モ追加豫算ヲモ提出シタル様ナ次第デ六十万圓ニモ上ツテ居ルノデゴザイマス、證人トシテ出廷シタル者ガ從前ニ在ヅテハ旅費日當ノ請求ヲスル者ハ至ツテ少ウゴザイマシタ、然ルニ近年ニリ裁判所ニ代書人抔ト云フ者モ居リマシテ、本人請求セザルモ之ニ注意ヲ與

ヘマシテ自分ニ委任スレバ日當五十錢旅費一里ニ付テ十錢ダケノモノハ支給ヲ受ケテ差送ルナドト云フ話ヲ致シマスル所カラ盡ク請求ヲスルト云フ様ナ有様デ非常ノ増加ヲ見マスデゴザイマス、殊ニ法律ノ進ミマスニ從ヒマシテニ於キマシテハ一日夙ニ起キ…星ヲ戴イテ出テ星ヲ戴イテ歸ル位ニ稼ギマシテモ五十錢ノ稼ラスルト云フコトハ餘程難ウゴザイマスルガ、チヨット一度裁判所ニ出頭スレバ一度ニ附イテ五十錢ノ日當ヲ受ケ得ラレルト云フコトハ少シ過當デハアルマイカト云フ考ヲ持ツテ居リマスデゴザイマス、本案ノ改正ニ依リマスレバ五十錢以下何十錢以上ト最上限最下限ヲ定メテ即チ其範圍内ニ於テ裁判所ガ土地物價ノ高低其他ノ情況ヲ見計ヒマシテ支給額ヲ定メマス次第デゴザリマスカラ至極適當デアラウト云フ實ハ考デ居リマスデゴザイマス、實ハ二十三年以前ニ在ツテハ即チ今度衆議院ガ提出致シマシタ通リノコトデアツクノデゴザイマス、即チ此五十錢以下旅費ハ一里ニ附イテ十錢以下裁判所ノ定ムル所ニ依ルト云フ規定デアツクノデゴザイマス、然ルニ二十三年ニ民事訴訟法ノ制定ト共ニ、民事訴訟費用ヲ規定セラレマスル際ニ民事證人ノ日當五十錢、又旅費ハ一里ニ附イテ十錢ト斯ウ云フ定メ方ニナッタモノデゴザイマスル、カワ致シテ刑事證人ノ方モ民事證人ノ規則ニ依リ權衡ヲ取リマシテ五十錢以下十錢以上トアリマスモノヲ五十錢十錢ト斯ウ確定セラレタノデゴザイマス、然ルニ前ニ申上ゲマスル如ク日本ノ今日ノ民度ニ於キマシテハ地方抔ニ於テ一里ニ附イテ旅費十錢一度ニ附イテ日當五十錢トスウ支給致シマスルコトハ少シ當ニ過ギルニ様ニ考ヘマスルカラ、二十三年以前ノ規定通リニ其範圍内ニ於テ裁判所ガ之ヲ定メルト云フコトニ致シタ方ガ至極至當デアラウト考ヘマス、唯民事ノ證人ト云ヒ刑事ノ證人ト云ヒ證人トシテ裁判所ニ出廷スルノハ同ジコトデアルノニ民事ト刑事ト權衡ヲ失シハシナイカト云フコトニ附キマシテハ段々研究モ致シマシテゴザイマス、成ル程證人トシテ裁判所ニ出頭致シマスル點ニ附イテハ同ジコトデゴザイマスケレドモ、其費用ノ出處モ刑事ノ方ハ國家ノ經費ヨリ支出ニナリマスル、又御承知通リ民事ノ方ハ訴訟人タル一個人ノ負擔致シマスル費用デゴザイマスルカラ、經費ノ出處ニ附イテモ異ナル所ガアリマスシ、又一ノ私事タル所ノ民事訴訟ト公ノ訴訟タル刑事トハ少シク性質セ違ヒマスル、カラ致シテ民事證人ト刑事證人トノ間ニ於テ差ガアリマシテモ格別不都合モナカラウカト云フ考デゴザイマス、或ハ本案ガ通過致シマシタ所デ民事ノ方ノ費用セエライ權衡トシテ裁判所ニ出頭致シマスレバ是レモ必シモ改ムベカラズト云フ程ノガ惡ルイト云フコトデゴザイマスケレドモナカラウカト考ヘマスデゴザイマスガ、先づ民事證人ノ旅費日當ト區別ガゴザイマシテモ最上限ノ點ニ附イテハ固ヨリ同ジコトデアリマスシ格別

不都合ハナカラウト云フ考ヲ以チマシテ大體ニ附イテハ本案ニ同意ヲ致シマシタ譯デゴザイマス、

○箕作麟祥君 私モ少シ政府委員ニ伺ヒタイ、唯今政府委員ノ御答辯ニ依シ、又刑法附則ガ改正ニナリ、即チ刑事ノ證人關係人等ノ旅費日當ヲ……是レマデガ餘リ多カツタニ附イテ更ラニ一層減ズルト云フコトニナルト云フト

民事ノ方ノ證人關係人ト不權衡ニナル、不權衡ニナッテ民事ハ私訴デアリ刑事ハ公ノコトデアリマスルカラ自ラ其經費ノ出處モ違フカラシテ不權衡デモ強テ差支アルマイカト云フ御辯明デアリマシタガ、唯今ノ衆議院ノ案ニ同意ヲセラル、理由ノ中ニ日本人ノ中ニハ殊ニ僻遠ノ地ナゾニ在ル者ハ朝カラ晩マデ稼ギマシテモ五十錢ノ稼ヲスルコトハ難イ、然ルニ裁判所ノ證人トシテ出レバ一日五十錢ト云フモノヲ取ル、夫レデハ餘リ過分デアルカラ減スト云フ方ガ適當デアラウト是レ等ガ政府ニ於テ御同意ヲ表セラル、理由ノ重ナルモノノ様デアリマスガ、然ラバ民事ノ方ニ於キマシテモ同様デ甲乙互ニ民事ノ訴訟ヲ起シマシテ其證人トシテ出ル者ガ五十錢取ヅテ居ル、矢張リ刑事ニ附イテ當リ前ノ稼高ヨリモ過分ト云フノデ減スト云フナラバ民事ノ證人ニモ同一ノ適用ガ出來ルカト考ヘマスガ、國庫カラ出スモノデアルカラ刑事ノ方ノ證人關係人ノ日當ハ減スガ宜シイ、之ニ反シテ民事ノ證人ノ費用ハ當事者即チ一個人カラ出スモノダカラ高過ギテモ宜シイ仔細ナイト云フ道理ハアリサウモナイト思ヒマス、是レハ國庫カラ出サウガ私人カラ出サウガ證人關係人ハ一日五十錢ハ多過ギルト云フ以上ハ刑事デモ民事デモ同シ權衡ヲ得ナケレバナラヌコトト存ジマスガ、此案ガ貴族院ヲ經過シマシテ上奏ニナリマシタ以上ハ政府ニ於キマシテハ斯ノ如キ不權衡ガアルニモ拘ラズ民事訴訟法ノ方ハ其儘ニ差置クト云フコトデ、是レハ刑事ノミニ留置クト云フ御決心デアリマスカ、私ノ見マス所デハ果シテ五十錢ガ刑事ニ附イテ高過ギルト云フノデ減スナラバ同シ道理ヲ以テ民事モ減サヌナラヌト思ヒマスガ、夫レニモ拘ラズ政府ハ刑事ダケノ費用ヲ減ズル方ニ任スト云フ御決心デアリマセウカ伺ツテ置キタイ、

○政府委員(清浦奎吾君) 御答ヲ致シマス、先づ本案ニ同意致シマスニ附

イテハ民事ノ方ト區別ガアリマシテ格別不都合ハナカラウト云フ前ニ述ベタ

理由ヲ以テ同意ヲ致シテ居リマスデゴザイマスガ、民事ノコトニ附キマシテモ實ハ段々論究モ致シテ見タノデゴザリマス、エライ不權衡ト云フ譯デアリマスレバ他日又民事費用ノ方モ改正ノ出來ヌコトモナカラウカト思ヒマスデゴザイマス、併シ唯今必ズ民事證人ノ方モ改正案ヲ具シテ提出ヲ致スト云フコトダケハ申上兼ネマスルデゴザイマス、夫レ故銀行事業上ニ於キマシテ十分

○小原重哉君 本員モ政府委員ニ質問ヲ致シマスガ、現行ノ五十條ニハ殆リマスト此衆議院ノ案ハ政府ニ於テモ御同意デアルト云フコトデアリマスシ、又刑法附則ガ改正ニナリ、即チ刑事ノ證人關係人等ノ旅費日當ヲ……是レマデガ餘リ多カツタニ附イテ更ラニ一層減ズルト云フコトニナルト云フト

……

○小原重哉君 現行ノ五十條ニ除外法ノ如キ次第ガ記載シテアルノデゴザ

イマス、然リマスルニ此法案ガ此通り御同意デ定マリマスレバ身分地位……

○政府委員(清浦奎吾君) 能ク分リマシタ、本人ヨリノ請求ガゴザイマセレバ固ヨリ支給ヲ致シマセヌノデゴザイマス、

○小原重哉君 宜シウゴザイマス、

○男爵小澤武雄君 先刻此豫算ノ第三科ノ方ヘ出席シタイト云フコトヲ請

求致シマシタガ、其節ハ定足數ニ足ラナイカラト云フノデゴザイマシタケレ

ドモ、段々御出席ニナッタ様ニ見受ケマスガ御差支ナケレバ是レヨリ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今御退席ニナッテモ定足數ニ差支ゴザイマ

セヌ、御異議ナイト認メマス、宜シウゴザイマス、本案ノ審査ヲ付託スベキ

特別委員ノ選舉ニ移リマス、

○男爵千家尊福君 特別委員ノ選舉ニ附イテドナタカ御發言ガアルダラウ

ト思ヒマシタガアリマセヌカラ私カラ申シマス、矢張リ選舉ハ九名ニシテ議

長ノ御選擇ニナル様ニ致シタイ、

○男爵小松行正君 贊成ヲ致シマス、

○男爵千家尊福君 起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 此案モ選定ヲ議長ニ託スルト云フ千家男爵ノ

動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○伯爵松浦誼君 演壇ニ登ル

○伯爵松浦誼君 明治二十三年法律第七十二號銀行條例中改正法律案、是

第七十二號銀行條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續ヲ開キマス、

特別委員長報告、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ明治二十三年法律

第七十二號銀行條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續ヲ開キマス、

段御報告ヲ致シマス、短簡ニ其意ヲ申述ベマセウガ第五條ト申スモノハ銀行

ノ保護ノタメニ設ケラレタ所ガ却ツテ今日ノ所デハ害ヲ爲ストモ益ガナイ様

ナコトニナッテ參ツタ様デゴザイマス、夫レ故銀行事業上ニ於キマシテ十分

一以上ノ貸出金ハナラメト申ス制限ハ先ヅ徒法ニ類スル様ナ譯故ニ削除ニ相成ルコトガ宜シウゴザラウ、其法律ヲ存シテ置キマシタトテモ實際上ニ於テ十分一以上ノ貸出金ト云フモノハ免レヌ譯デアツテ、却シテ保護上ニ於テ公衆ノ不便利トナルコトガアラウト云フ考モアルノデゴザイマス、夫レ故ニ是レハ衆議院提出ノ通り削除ニ相成ツテ然ルベキト議決致シマシタ、時刻ノ改正ハ是レハ一般銀行會社共ニ九時ヨリ三時マデノ由ニ申スガ大概何方モ左様ナ譯デゴザレバ此私立銀行ノミガ此時間ハ却シテ不便利ナ譯デ、依ツテ此衆議院提出ノ通り午前九時ヨリ午後三時マデト改正ニ相成ツタ方ガ然ルベキト議決致シタ譯デゴザリマス、是レハ政府ニ於テモ強テ不同意モナイト云フ趣デ依ツテ其通り御報告致シマス、

○男爵小松行正君 決ヲ御採ニナリマス前ニ一言申シテ置キマスガ、本案ハ簡單ナル是レダケノ案デゴザイマスカラ讀會ノ順序ヲ省略致シマシテ十人以上ノ要求ガゴザイマスレバ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ一讀會ニ於テ確定ニナラムコトヲ希望致シマス、

○男爵本多副元君 賛成、

○子爵小笠原壽長君 賛成、

○松木鼎君 賛成、

○男爵金子有卿君 賛成、

○山田卓介君 賛成、

○子爵堀田正養君 チヨツト委員ノ方ニ質問ヲ致シタウゴザイマスガ、今度ノ時間ハ是レマデノ時間トハ二時間延ビルノデゴザイマスカ一時間延ビルノデゴザイマスカ、

○子爵酒井忠彰君 本員ヨリ御答致シマス、一時間早クナツテ居リマス、唯今委員長カラ御報告申上げマシタ通り實際ニ至リマスルト大抵ノ銀行ハ九時カラ營業ヲ始メマス、實ハ此十時カラト云フノハ雛形ノミニ殘シテ居リマシテ隨分取引上ニ於キマシテ九時ト十時ト一時間達ヘバ餘程便宜上ノ利害ガアラウカト思ヒマス、隨分重ニ是レマデノ銀行デ五時位マデヤル銀行モアリマスケレドモ、前ヲ早クスルト云フノハドウモナイ様デアリマスケレドモ、大抵今ノ所デハ九時カラ五時頃マデヤツテ居リマス、唯一時間延ビタニ過ギナイ、又別ニ差支ナイト認メル、其伸縮ハ但書ガアリマスカラ但書デドウデモナラウカト思ヒマス、

○箕作麟祥君 小松男爵ニ賛成、

○子爵本莊壽丘君 小松男爵ニ賛成、

○男爵鹿園實博君 賛成、

○根岸武香君 小松男爵ニ賛成、

〔「贊成贊成」ト呼ブ者アリ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ノ動議ハ十名以上ノ同意者ガゴザイマス、即チ要求ガ成立チマシタ、他ニ御發言ガゴザリマセネバ讀會ノ順序ヲ省略スベキヤ否ヤノ決ヲ採リマス、是レハ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決セネバ省略ハ出來ヌノデゴザイマス、三讀會ノ順序ヲ省略スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三分ノ二以上ト認メマス、依ツテ讀會ハ省略ニナリマシタ、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、本案ハ確定セラレマシテゴザイマス、次ニ蠻種検査法案、前田正名君外一名發議、第一讀會ヲ開キマス、提出文ノミヲ朗讀致サセマス、

起立者 多數

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

明治二十八年一月二十三日

發議者

前田正名

贊成者

藤村紫朝

侯爵 大久保利和
外五十九名

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノ爲メ此ニ載錄ス〕

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

蠻種検査法案

第一條 本法ニ於テ蠻種ト稱スルハ原種及製絲用種ノ越年スルモノヲ云フ

第二條 本法ハ營業用ト自家用トヲ問ハス蠻種ヲ製造スル者ニ適用ス

第三條 蠻種ノ検査ハ地方長官之ヲ施行ス

第四條 蠻種製造者ハ其ノ掃立蠻數及製造豫算枚數ヲ毎年一月三十日限り管轄地方長官ニ届出同時ニ其ノ検査ヲ請フヘシ

第五條 蠻種製造者ハ原種及製絲用種ノ區別ニ隨ヒ左ノ材料ニ就キ検査ヲ爾後届出ノ數額ニ異動ヲ生シタルトキハ更ニ届出ヲ要ス

受クヘシ

原種ニアリテハ

第一 繭	第二 蛹
第三 母蛾	第四 出殼繭
製絲用種ニアリテハ	第一 繭
第二 出殼繭	第六條 左ニ掲タル繭ハ蠶種製造用ニ供スルコトヲ得ス
第一 二繭以上合	第一 二繭以上合同シテ作リタル繭
第二 繭層片薄及形狀不正ノ繭	第二 繭層片薄及形狀不正ノ繭
第三 層薄弱ナル繭	第七條 蠶種ハ原種ヨリ產出シタル繭ヲ用ユルニアラサレハ製造スルコトヲ得ス
第八條 原種ハ框製ニスヘシ	第九條 第六條第一第二第三ノ繭ハ收繭後ノ検査ヲ經ルマテ原種ノ掃殼、原種ノ製造ニ供用シタル母蛾、蠶種ノ製造ニ供用シタル繭ハ產卵後ノ検査ヲ經ルマテ保存スヘシ
第十條 蠶種ハ其ノ原紙ニ左ノ事項ヲ記入スヘシ	第十一條 検査證印ナキ蠶種ハ販賣、譲與シ又ハ自家用ニ供スルコトヲ得ス
第十二條 本法ニ依レル検査ノ證印アル蠶種ハ再ヒ検査ヲ受ルコトヲ要セス	第十三條 蠶種ノ検査ハ地方長官検査員ヲシテ之ヲ行ハシム
第十四條 検査員ノ資格ハ農商務大臣之ヲ定ム	第十五條 蠶種製造者ハ前條ノ觀察ヲ拒ムコトヲ得ス
第十六條 検査ニ不服アル者ハ地方長官ニ再検査ヲ請求スルコトヲ得ス	第十七條 地方長官再検査ノ請求理由アリト認ムルトキハ他ノ検査員ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ若シ他ニ検査員ナキカ又ハ其ノ検査員ニ故障アルト

キハ別ニ適當ノ者二名ヲ選定シテ行ハシムルコトヲ得
再検査ニ關シテハ重テ検査ヲ請求スルコトヲ得ス

第十八條 檢査員ハ自己若ハ其ノ家族ノ製造ニ係ル蠶種ヲ検査スルコトヲ得ス

第十九條 檢査ニ關スル經費ハ國庫ヨリ支辨ス

第二十條 第五條第六條第十一條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第九條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第四條第十五條ニ違背シタル者ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第二十三條 第二十四條 本法施行ニ關スル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第二十五條 本法ハ明治二十九年一月一日ヨリ施行ス

第二十六條 明治十九年農商務省令第九號蠶種検査規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

(藤村紫朗君演壇ニ登ル)

○藤村紫朗君　發議者ノ義務トシテ一應理由ヲ申上ゲマス、諸君、御承知ノ如ク今日現ニ蠶種検査規則ト云フモノガ行レテ居リマスル、右ニ拘リマセズ同一名稱ノ法案ヲ提出ヲ致シマシタノハ聊カ理由ガアルノデゴザリマスル、現行ノ蠶種検査規則ハ農商務省令ヲ以テ十九年ニ發布サレタモノデゴザリマスガ、其規則ノ目的ハ專ラ微粒子病毒ヲ驅除スルト云フニ在ルノデゴザイマスル、私ハ右ノ目的ヲ以テ施行ニナツテ居リマスル現行ノ規則ヲ決シテ不必要ト云フノデハアリマセヌ、實ニ微粒子病毒ハ恐ルベキモノデゴザリマスルカラ、是レハ力ヲ極メテ撲滅シナケレバナリマセヌ、微粒子病毒ノ事ハ無論諸君モ御承知トハ存ジマスルガ、或ハ御承知ナイ御方モアルカト心得マスルデ一通リ其有様ヲ御話シテ置キタイト思ヒマス、微粒子病毒ト申スハ蠶ノ一種ノ遺傳病デアル、恰モ人ノ癲病又ハ黴毒ト云フ様ナモノノ如ク、親ヨリ其子々孫々ニ遺傳スルモノデゴザイマスル、然ルニ蠶ガ繭トナリ、繭ヲ作ヌテ蛹トナリ、蛹ガ蛾ニ化シマシテ一匹ノ蛾ガ產出ス所ノ蠶卵即チ卵子、其卵子マレル所ノ卵ハ或ハ虛弱デアルトカ、或ハ秕ノ如ク空卵デアルトカ云フコトデ宜クナイモノダサウデゴザイマスル、故ニ凡ソ其七分四百粒位ヲ以テ蠶種

ハ製造致スト云フガ定法ニナツテ居ルサウデゴザイマス、右ノ如ク一蛾ヨリ産ム所ノ卵數ガ四百粒ト致シマスレバ、例ヘバ今年ノ一蛾ハ其翌年ニハ四百倍ノ毒ヲ蔓延セシムルト云フコトニナル、サウシテ此毒ヲ含ム所ノ蠶兒ハドウ云フ工合ニ成行クカト申シマスルト、蠶ニ解リマシテ夫レヨリ一眠ニ眠三眠四眠ト成育致ス間ニ次第次第ニ第二次第二斃レマスルノデゴザイマス、夫レデ此病毒ヲ含ム所ノ歩合ノ多イ蠶種デ養蠶ヲ致シマスルト非常ニ收獲ヲ減ズルノデアル、勞力ト費用ヲ掛ケマシタル桑ヲ與ヘナガラ遂ニ其報酬トシテ繭モ作ラズシテ斃レルノデゴザイマス、寧ロ悉ク是レガ斃レルモノト極ツテ居リマスレバ後ニ毒ヲ貽スコトハナクシテマダシモ收獲ノ損失ノミデ宜シノデゴザイマスルガ、マダ其幾分ハ生存シテ繭ヲ作ルノデアル、ドノ位生存ヲシテ繭ヲ作ルト云フコトハ我ミハ未だ能ク其話ヲ承ッタコトハゴザイマスガ、推測致シマスルニ凡ソ三割二割位ハ残ルダラウト思フ、假ニ三割ト致シマスルト翌年ニ又毒ヲ及ボス所ノモノガ三四ノ十二、一千二百倍ニ及ブノデゴザイマス、其新蛾ガ又其翌年ニ四百倍宛蔓延セシムルモノト見マスルト恰モ今年ノ一蛾ハ其翌々年ニ至ルト四千八百倍ノ毒ヲ蔓延セシメル、斯ウ云フ場合ニナル、斯ノ如キ有様デゴザイマスルカラ之ヲ爲スコトナクシテ打捨テ置キマスルト次第次第ニ蔓延致シテ遂ニ全國ノ蠶種ト云フ蠶種ハ悉ク幾分ノ毒ヲ含マヌモノハナイト云フコトニ至ルノデアリマスル、明治十九年以前此微粒子病原ハ破竹ノ勢ヲ以テ此蠶業界ヲ蹂躪シヤウト致シタノニアリマス、デ當時軍ハ微粒子病原ノ原因ガアル、依ッテ本案ハ獨リ微粒子病原ノミニ限ラズ其他ノ原因ヲモ駆除シテ蠶種ノ精良ヲ圖リタイ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレハ現行蠶種検査規則ヲ完備致シマシテ蠶種業上一般ノ利益ヲ増進セシメタトイト云フノガ目的デゴザイマス、拔蠶種ノ不良粗惡ハドウ云フ結果ヲ呈スルカト申シマスルニ、諸所人事ヲ盡サヌ所ヨリ固有ノ收獲ヲ損失致シテ蠶種業上莫大ノ損失ヲ招クト云フコトニナルノデゴザイマス、今其次第ニ一言致シマスルト能ク有様ガ分ルト存ジマスルガ、先ヅ之ヲ御話致シマスルニ當リマシテ先ニ標準ヲ定メテ御話ヲ致サヌト分兼ネル、夫レデ私ハ茲ニ蠶種一枚ト云フコトヲ標準トシテ御話ヲ致シマスル、蠶種ハ種紙ト云フ稱ノアル如ク紙ニ蠶卵ヲ生ミ付ケセルモノデアル、夫レデ其一枚ノ蠶卵即チ附著スル所ノ卵ノ數ハドレ程アルモノカト申シマスルニ、多少ノ相違ハ固ヨリゴザイマスルガ凡ソ四万五千粒ダト申スコトデゴザイマス、其四万五千粒ガ悉ク繭ヲ結ブト見マスルト其石

數ハドノ位カト云フト凡ソ一石八斗程デアル、一升ノ繭ノ數ハ幾ラカト云フト二百五六十粒デアル、夫レヨリ計算シテ一石八斗トナル、尤モ繭ニモ大小ガゴザイマスルガ是レハ其中等ノ計算デアル、二百五六十粒ト云フハ中位ナル繭ヲ以テ計算シタノデアル、併シ此一石八斗ト申スノハ全ク悉ク一枚ノ蠶種ノ蠶卵ガ繭ヲ結ンダト云フ唯計算デアツテ、實際ハ如何ニ精良ナル種紙ヲ以テ養蠶致シテモ悉ク繭ヲ取ルト云フコトハ決シテ無論出来ルモノテナイ、然ラバ何程位マデハ實際取レルモノカト申シマスルニ極メテ精良ノ蠶種ヲ選ビマシテサウシテ養蠶ヲナシタルモノノ收獲ニシテ一石六斗位ノモノヲ得タコトハ往々其實跡ニ乏カラヌノデゴザイマス、西ケ原養蠶所等デ試驗ヲ致シマシタ成績ニ就イテモ又之ヲ見ルコトガ出來マス、斯ク申ス本員ガ家族等ヲ指揮致シテ蠶ヲ養ウタル結果ニシテモ「一石三斗……」一石四斗位ヲ得タ終アツタノデアル、併ナガラ全國多數養蠶家ノ景況ヲ見マスルト未だ養蠶上ノ智識ハ幼稚デアルト云ハナケレバナリマセヌ、其一例ヲ舉グマスルト一般養蠶家ノ蠶種ヲ製造スル有様ハドウデアルカト云フト決シテ其蠶種ノ良否ヲ選マズシテ價ノ廉イモノヲ喜ブ、斯ウ云フ有様デアル、蠶種ノ代價ガ廉ケレバ人氣ガ宜イ、斯ウ云フ有様デアリマスル、斯ル有様デゴザリマスルカラ地方デ稀デアル所ノ特志ト實驗トヲ兼ネタ人ガ丁寧ニ養蠶ヲ致シタ比例ヲ以テ一般ヲ看ルコトハ決シテ出來ナイ、故ニ多數養蠶家ノ今日ノ程度デ蠶種ガ精良ニナツタ曉ニハドノ位マデ進ムモノカト云フコトヲ考ヘマスルニ、私ハ前ニ一石六斗ト云フコトヲ引下ゲテ先ヅ假ニ一石ト看ル、一石マデハ蠶種ガ精良ニナリ飼育上ニ巧熟シタナラバ一般ニ取レルモノト私ハ信ズルノデアル、然ルニ哀シイカナ今日ノ有様ハ全國ノ平均上見マスルト蠶種一枚ニテ收獲スルモノハ何程カト云フト漸ク四斗二三升ノ間ニ在ル、是レハ昨二十七年ノ全國ノ調査ノ結果左様ニ見ラレルノデゴザリマスル、而シテ其調ハ元農商務省ノ調ニナツタノデアル、又蠶種一枚ニ附イテ四斗三升ホカ收獲ガナイ、夫レデ假ニ前ニ云フ一石ト云フモノニ對シテ見ルト四割三分ホカ取レナイ、残リ五割七分ト云フモノハ蠶種ノ不良ノタメニ又飼育ノ十分ナラヌタメニ收獲ノ餘地ヲ殘シテ居ル、斯ウ云フ結果デアリマスル、諸君御承知ノ如ク昨年生絲ノ輸出致シマシタ高ハ九貫目ヲ一捆ト致シマシタモノガ殆ド十万捆アル、サウシテ外商ヨリ十二月マデニ受取ツタ金ハ四千万圓デアルト申スコトデアル、此輸出高ニ前ノ五割七分ヲ加ヘマスレバ捆數ニシテ十萬捆ガ十五万七千捆ニナルノデゴザイマス、又金高ノ四千万圓ガ六千三百万圓ニナルト斯ウ云フ比例ガ出マスル、是レハ全ク比例ヲ見タマデノモノデアリモノカト申シマスルニ、私ハ極メテ内輪ニ見積ツテ此蠶種検査法案ガ都合好ク實施サレマスルガ、五年若クハ七年ノ後ニハ凡ソ其今日ノ輸出高ノ三割位ハ増スデア

ラウト思フ、五年若クハ七年ノ後ニ至ツタナラバ、今日ノ十万捆ガ十三万捆、今ノ金高四千万圓ガ五千万圓ト云フ位ノ結果ヲ見ルデアラウト考ヘルノデゴザイマスル、詰ル所今日蠶種一枚ニ就イテ未ダ、四斗三升ト云フ少量ニ居リマスルノハ勿論飼育上ノ關係モゴザイマスルガ、歸著スル所ハ蠶種ノ不良ト云ハナケレバナラヌ、其不良ハ必ズ此微粒子病ノミヂハゴザイマセヌ、是レモ第一原因ニハ相違ゴザイマセヌガ蠶ニハ未ダ此他ニ種々ナル病氣ガアル、即チ夫レガ原因デアル、デ蠶種ノ不良粗惡ト稱シマスルノハ約メテ言ウテ見ルト微粒子病ノ含ム所ノ母蛾其他各種ノ病ニ罹リタル母蛾ガ產ミタル怯弱又ハ不健康ノ蠶兒ヨリ成ル所ノ母蛾、斯ウ云フ母蛾ガ產ンダ卵ヲ以テ製造シタ云フニ外ナラヌノデアル、又蠶種ノ不良ナルタメ被ル損害ハドウデアルカト云フト第一ニ收獲原料ノ損害デアリマス、是レハ前ニ申上ゲタ通りニ一石ト標準ヲ取ッテ見テモ未ダ五割七分ノ收獲ヲ減シテ居ル、非常ナ差ガアルノデゴザイマス、第二ニハ桑ノ損害、大概養蠶所デ始メ蠶種ヨリ蠶ヲ產スルノデゴザリマスガ、其蠶ハ一眠ヨリ四眠マデ養フ間ニ漸々ニ斃レル、桑ヲ喰ウテ斃レテ仕舞フ、恰モ我が子弟ガ貴重ナル財產ヲ係ケテ教育ヲ致シテ其卒業セヌ前ニ不幸ニシテ死ンダト同ジ様ナモノデアル、資本ヲ入レナガラ途中ニシテ斃レルト同ジナノデアル、若シ其全國ノ統計ヲ致シテ見タナラバ驚クベキ損害デアラウト思ハレル、未ダ統計ノ道ガナイカラ其事ハ分ラナイ、第量ハ凡ソ七八匁ノ間ニ居ルダラウト思ロマス、然ルニ各個人ガ取りタル宜シキ繭ヲ以テ絲ヲ繰ッテ見ルト十五六匁取レル繭ガアルノデゴザイマス、第四、絲質不良ノ損害、是レハ絲質ガ十分ナラヌタメニ市場ニ於テ十分ナル生絲ノ價ヲ出サナイ様デゴザイマス、絲質ノ惡ルイト云フコトモ蠶種ノ種類ニ依ッテ絲質ノ善シ惡シガアルニ相違アリマセヌガ、蠶種ガ不良デアルト十分ナル健康ノ繭ガ取レナイト云フ結果モ矢張リ絲質ニ關係スルニ達ヒナイト思フ、今日斯ノ如ク多數ノ絲ヲ輸出スルニ拘リマセズ日本ノ絲ハ米國佛國等デ如何ニ待遇サレテ居リマスルカ、彼ノ國ノ機屋ニ於テ日本絲ハ未ダ織物ノ縦絲ニ用ヒラレナオト云フコトデアル、其仲間入ガ未ダ出來ナイト云フコトデアル、是レ又其原因ハ蠶種ノ不良ト云フコトニ歸サナケレバナラヌコトト思フノデゴザイマス、無論蠶種ノミニ歸スルト云フ譯ニモ行カナイ、製絲業即チ絲ヲ繰ルモ幾ラカアルニ相違ゴザイマセヌガ、歸著スル處ハ其根元タル蠶種ト云フモノガ良クナケレバ彈力ノ強イ、絲節等ガナイト云フモノハ取り得ナイ、又此外蠶種不良ノ損害ハ細ニ舉ゲマスレバ澤山アリマスガ、製絲業即チ絲ヲ繰ル上ニ於テハ餘程損害ガアル、誠ニ生絲ハ我國輸出品ノ第一位ヲ占メテ居リマシテ既三四千万圓ノ量ヲ出ダス、之ヲ以テ見マスルト此蠶絲業ト云フモノハ

我國ノ經濟上ニ大關係ヲ及ボシテ居ルモノデゴザイマス、又殊ニ此業ニ附イテ考フベキコトハ蠶絲業ノ事タル養蠶ナリ製絲ナリ皆婦女子ノ手ヨリ成ルモノデゴザイマス、概シテ申シマスレバ此蠶絲業ノ六七分ハ皆婦女子ノ手デ成長ト云フテモ是レハ差支アルマイト思ヒマス、而シテ一般此婦女子ト云フモノハ普通漸ク稼業ノ一小部ヲ爲スニ過ギナイモノデアル、其婦女子ニシテ斯ノ如キ洪大ナ勤フ爲ス、是レハ世界無類デアラウト私ハ思フ、之ガタメニ男子タル者ハマア平常、桑樹栽培トカ又三眠四眠以後養蠶繁忙ノ時分ニ其補助ヲ爲スト云フニ過ギナイ、其他男子ノ業トシテ通常ノ農業ナリ商業ナリニ從事スルコトガ出来ル、斯ル有様デ此蠶絲業ト云フモノハ成立チマスルデ民間ノ經濟ニ取シテ此上モナキ好都合ノモノデアラウト思ヒマス、又誠ニ此蠶絲業ノ外唯一種ノ物產ニシテ斯ノ如ク多額ニ外國ニ出ルト云フ物產ハ他ニ在リマスルカ、如何デゴザリマスカ、私ハ決シテ外ニハスノ如キモノハ無イト答フルノ外ハナイ、右申述ベマスル如ク生絲ハ我國ノ重要ナル物產デゴザイマスレバ私ハ今日此業ノ發達ニ妨ゲアル如キモノハ相當ノ法ヲ設ケテ之ヲ制裁シ、又飼育上等ノ事ハ其發達ヲ計ルタメニ或ハ各地ニ傳習所等ヲ設ケルトカ云フ様ナコトニ附イテハ何トカ政府ハ著々此業ノタメニ施設セラレムコトヲ平素希望シテ居ルモノデゴザイマスル、本案ヲ提出致シマシタルモノハ畢竟平素希望ノ一端ヲ發表シタニ過ギマセヌ、何卒御賛成下サリマシテ本案ノ成立タムコトヲ希望致シマス、

○子爵酒井忠彰君 チヨット發論者ニ質問ガ致シタウゴザイマスガ、併シ此案ニ附キマシテ決シテソノ本員ガ御反對ヲ申スノデハナイ、賛成ヲ致ス一人デアリマス、唯今此蠶種ノコトニ附キマシテ詳シク御述ニナリマシタ廉ニハ本員等ノ考ト同一ナコトデアル、去ナガラ茲ニソノ質問ヲ起シマスル點ト云ヒマスルモノハ抑、此蠶ノ種類デゴザンス、今私ガ申上ゲマセヌデモ發論者モ能ウ御承知ノコトデアリマスルケレドモ、我國デ此一體蠶種ヲ飼育致シマシタノハマア重ニ外國貿易開ケマシテ以來盛ニナツタ、此事柄ト云ヒマスルモノハ既ニ私杯ノ國ガマア隨分此養蠶ノコトニ附イテハ率先致シテヤツテ居リマス、御承知ノ通リ其時分ノ飼ヒ方ト申シマスルモノハ實ニソノ幼稚ナ飼ヒ方デアリマシテ、而シテ又其蠶種ハ如何ナル蠶種デアルカト云ヒマスル蠶種モゴザイマスルケレドモ黃繭ヲ作ルニ止マテ居ツタ、御承知ノ通リアイノ黄繭ヲ作ル所ノ御蠶ト申シマスルモノハ色コソ黄デハゴザイマスケレドモ居リマス、御承知ノ通リ其時分ノ飼ヒ方ト申シマスルモノハ實ニソノ幼稚ナ飼ヒ方及引キ等ニ至ツテハ遙ニ現今行レテ居リマス所ノ金須繭ヨリモ上等ニ位シテ居ル、然ル所亞米利加ニ輸出致シマシタル上ニ於キマシテ金須ノ白デナケレバ輸出上向フデ取引シマセヌ所カラ明治七八年頃カラ其前トハ一變シマシテ金須ノ白イ繭ヲ製スルコトニナツタ、今日マデハ御承知ノ通リ先ヅ白イ繭

飼來^{ツテ}居リマシタ所ガ、昨年ちかごニ於キマシテちかごノ博覽會ニ出品シ
マシタル中^ト最モ上等ナル繭ハドウデアルカト云フ前年我國デ作^{ツタ}黃繭
ガ上等ニ位シテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマス、斯道ノ當事者モ茲ニ政府
委員モ御出デゴザイマスガ多少農商務省ノ方ニ就キマシテ御問合等モアツタ
様ナ事柄ニ承知致シテ居リマスル、何モ今申ス通り基礎ガ孰ガ宜イカト云フ
コトガ我國デハ誠ニ未定ナノデ、然ル所是レハ検査法ヲ設ケテ是レカラ検査
スルト云フコトニ附イテハ誠ニ喜バシイコトデアリマスガ、茲ニ政府委員モ
御出デゴザイマスガ如何ナル順序如何ナル方法ヲ以テ検査サレマスカ、實ハ
此検査ハ餘程ムツカシイコトデアラウト想像致シマスカラ、第一發議者ノ御
述ニナツタ所ハ萎縮ダトカ或ハ傳染病ダトカ云フコトニ付テ色々御演説ガア
リマシタガ、成ル程一番病氣ノ中^ト傳染病デ斃レル程恐ロシイノハアリマセ
ヌケレドモ、又庭休即四眠後ニナツテ萎縮シテ死スル奴ガ隨分アル、此所謂萎
縮シタルモノト又繭ガ蛾ニ化セズシテ蛆ニ化スル、甚シキコトハ幾年頃ニ有ッ
タカト云フト明治十八九年後ヨリ甚シクナツタ、其節ニハ隨分西ヶ原製絲場ア
タリノ立派ナ御役人様ガ地方ヘ派出シマシテ此事デハ隨分研究ヲ爲サレタ、
爲サレタケレドモ此事デハ學理上カラ行クモ實際上カラ行クモドウ云フ理由
カラ此萎縮病ヲ來スカト云フコトハドウモ分ラナイ、想像ノ甚シキニナリマ
ス所ニナツテ見マスルト先づ、秋、桑ニ蜉蝣ミタ様ナ蟲ガ飛ブトアレガ凡ソ桑
ノ葉ニ蜉蝣ノ卵ヲヒッタモノヲ夫レヲ飼育スル所ノ所謂御蠶ガ食フタメニ夫
レデ所謂作ル所ノ繭デアルカラ、即チ發生ノ時ニ蛾ニ化セズ舊ノ蜉蝣ニ化シ
テ仕舞フノデ、夫レハ大抵飼フ時ニ庭休所謂四眠デスナ、四眠以後一日二日
經過スル時ニ……

○議長(侯爵峰須賀茂韶君)　酒井子爵ニ申シマスガ御質問デスカ、御質問
デハナイト様デスガ……

○子爵酒井忠彰君　議論デハナイ、勿論贊成デス、贊成シテ夫レデ質問ヲ
スルノデス、猶ホ確メテ置キマス、贊成デゴザイマスカラ即チ議論ニ涉ル様
ニナリマスガ、即チ發論者ノ說ヲ確乎ナラシメル様ニ猶ホ私ノ心得タイ所ヲ
此検査ガ私ハ餘程ムツカシイコトデアラウカト思フ、今發論者ノ惜ムラクハ
流眼ダトカ病質ダトカ云フコトハ御述ニナリマシタガ肝腎ノ検査ノ方法ニ附
イテ検査ノ方針ガナインデ私共誠ニ迷フ所ガ出來タ、惜ムラクハ斯ウ云フ方
法デ検査スルトカ今ノ金須トカ黃ロイ繭デハドウダトカ、黃ロイ繭ガ宜カラ
ウトカ云フ道ミガ立ツタナラバ實ニ至レリ盡セリデ此上ナイコトデアラウ、御

演説ノ如ク貿易上ノ嚆矢トモ所謂物産デアリマスカラ此検査方法ハ私ハ承
タク存ジマス、若シ發議者ニ於テ明瞭ニ御答ガ相成リマセヌ場合デゴザイマ
スレバドウゾ主務省所謂農商務省ノ政府委員ヨリ致シテ斯ウ云フ方法ヲ以テ
スルト云フコトガアリマシタナラバ此上ナイ結構ナコトハ存ジマスガ、唯
夫レガバットシタ事ニ過ギマセメト、言フベクシテ行レナリ結果ガ出來ヤシ
マイカト思ヒマスル、贊成ノ一人デアリマスルカラ反對ノ様ニナルカ知レマ
セヌガ御参考ニ述べテツツ説明ヲ承リタイト思ヒマス、
○藤村紫朗君　御尋ノ要點ハ推察致シマスルニ種類ノ善惡即チ繭ニハ各種
ノ種類ガゴザイマスル、其種類ハドウシテ検査スルカ、夫レカラ又一體ノ檢
查法ハドウデアルカトスウ云フ御間ニ過ギナイ様ニ思ヒマス、
〔子爵酒井忠彰君〕種類ハ何ガ先ヅ一定スルニ宜カラウト云フノモ
ツト呼ブ

此検査法デハ種類ハ見テ居ラメノデゴザイマス、發案者ノ意向ヲ申シマスレ
バ極善イ種類ヲ選ンデ日本ノ養蠶ヲ一定シタイト云フコトハ固ヨリ望ムコト
デゴザイマスルガ、今日ノ場合ハ言フベクシテ行レナイト思ヒマスルデ、此
検査法ハ種類ニハ「小石丸」ガ善イトカ「又昔」ガ善イトカ云フコトハ見テナ
ノデアリマス、夫レカラ検査法ハ此第五條第六條ヲ御覽ニナレバ凡ソ御分リ
ニナラウト思ヒマスルガ、是レガ検査法ノ要領デゴザイマス、夫レヨリ細カ
ナコトハ此施行細則ニ譲ルノデゴザイマス、夫レデ詰リ第六條ニ「二蠶以上
合同シテ作リタル繭、繭屑片薄及形狀不正ノ繭、屑薄弱ナル繭」ト云フコト
ガ書イテアル、斯ウ云フ繭デハ蠶種ハ製造スルコトハナラナイトイト云フ、マア主
意ナノデゴザイマス、夫レデ検査ハ材料ガ即チ第五條ノ繭ヲ検査シ蛹ヲ視、
母蛾ヲ検査シ、出殼繭ヲ視ルト云フコトガ即チ検査法ナノデス、之ニ付テ色々
程度ガアル、程度ハ細則ヲ以テ定メルトスウ云フ積リナノデゴザイマス、デ
御分リニナリマシタラウ、

○子爵酒井忠彰君　宜シウゴザイマスニシテ政府委員ニチヨツト質問致シタ
ウゴザンスガ、唯今此蠶種検査法ノコトヲ提出サレマシタガ、先刻質問致シ
マシタ、大抵要領ハ御了解ニナツタラウト存ジマスルガ、夫レハ何レ農商務
省ノ細則トカ何トカ云フモノデ此検査法ハ御決定ニナリマスコトデアリマセ
チヨツト夫レヲ御尋申シマス、

○政府委員(藤田四郎君)　御答ヲ致シマスデゴザイマスガ、其前ニチヨツト
一言申上ゲテ夫レカラ後ニ御答ヲ致ス様ニ致シタイ、此藤田君前田君ノ御提
出ニナリマシタ蠶種検査法ヲ一覽致シマシタガ、又長く御話モアリマシタデ
此御主意ノ在ル所ハ能ク分リマシタ、固ヨリ農商務省ニ於キマシテハ此微粒

子病ノ検査ノミデハ今日不十分ト云フコトハ見テ居リマス、併シ此逐條ニ至
 リマシテハ政府ノ見マスル所ハ色クト違ッテ居リマスル所モゴザイマスルカラ
 ラ、是レ等ノ點ニ附キマシテハ若シ是レガ委員會ニデモ参リマス様ニナリ
 マシタラ其時ニデモ申上ゲタイト思ヒマスカラ詳シイコトハ申シマセヌ積
 リ、併ナガラ唯第一ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスルノハ此自家用ノ製種檢
 査括ト云フコトハ實際ドウシテモ出來ナイカト思ヒマスル、斯ウ云フ検査法
 ニ致シマシタナラバ、夫レカラ又検査料ヲ五錢トカ取立テルト云フ様ニナッ
 テ居リマスルガ、是レハ地方ノ長野縣ノ如キ群馬縣ノ如キハ
 非常ニ種紙ノ澤山アリマスル所デゴザイマシテ、茲デモ五錢取り、九州ノ如
 キ僅ヨリ出來ナイ所デモ五錢取ルト云フ様ニナリマシタラ、長野縣括ノ検査
 料ヲ以テ九州ノ方ノモ補フト云フ様ニナリマシテハ甚ダ此不公平ヲ實際ニ致
 スカト思ヒマス、夫レカラ此検査ヲ全國ニ行フト云フ御趣意ノ様ニ見エマシ
 タガ検査ハ逆モ全國ニ行フト云フコトハ實際上不得策ダラウト思ヒマス、夫
 レハ沖繩ノ如キ或ハ香川縣ノ如キト云フ様ナモノハ今日之ヲ強制執行スルノ
 必要ハナイカト思ヒマス、併シ是レ等ノ所ハ何レ發案者モ必ズ行フト云フ趣
 意カモ夫レハ分リマセヌガ、何レ夫レハ委員會ニ於キマシテ能ク御趣意ヲ
 承ッテ政府ノ見ル所ヲ申シタイト思ヒマス、夫レカラ今御尋デゴザイマシタ
 ガ、今申ス様ナ工合デ政府ノ検査シヤウト云フ工合トハ大分違ッテ居リマス
 カラ、此藤村君ノ御提出ノモノニ向ツテ検査法ハ如何ト云フ御答ヲスル譯ニ
 ハ参リマセヌ、ドウゾ御承知ヲ……

(子爵酒井忠彰君宜シウゴザイマス)ト述ブ

○田中芳男君 本員モ此贊成人ノ一人デゴザイマスガ、逐條悉ク本員ハ了
 解シテ居ッテ贊成シタト云フノデハゴザイマセヌ、此必要ナル養蠶事業ノ取
 締ニ關係シテ此法案ハ必要ト思ヒマスカラ贊成シタノデアリマスガ、之ニ就
 キマシテ大分本員ノ合點ノ往カヌ所ヤ或ハ一々御質問ヲ致ス所ガゴザイマス
 カラ、何レ特別委員ヲ置カレマシタナラバ其時ニ至ッテ御質問ヲ致サウト考
 ヘマス、唯今政府委員ノ御辯明モアリマシテ本員ノ御質問致サウト思フ所ハ
 既ニ御答辯ニナッテ居リマスカラ是レモ了解シタ、併シ尙ホ發議者ニ一言
 承リタクコトハ此一枚カラシテ五錢ヅ、ヲ取上ゲタナラバ總體ドレ位ノ金額
 フ其收支如何ト云フコトヲ一言承リタウゴザイマス、
 ○藤村紫朝君 チヨウト聽漏ラシマシタガ、検査ニ關スル經費ハドウデア
 ルカト云フ御問デゴザイマスカ、此請願ノ會議ハ明日ニ延ベテハ如何
 ○田中芳男君 サウデゴザイマス、收入致シマシタモノデ検査ノ經費ハ之
 ヲ以テ收支償フカト云フ質問デゴザイマス、

○藤村紫朝君 御答致シマスルガ、發議者ノ調べマシタル此検査ニ關スル
 經費ハ凡ソ十二万圓程ノモノヲ得テ居リマスルカラ、是レ等ハ實際ハ兎角養
 蠶ト云フモノハ減ズルコトハナクシテ増スモノデゴザイマスルカラシテ、先
 ヴ検査ニ關スル經費ハ十五万圓デアラウト云フ見込デゴザイマス、夫レヨリ
 此検査料ヲ收入スルモノヲ以テ償ヒ得ラレルカ、得ラレヌカト云フ御問ノ様
 デゴザイマシタガ、是レハ強チ検査料ヲ以テ検査費ヲ償フト云フ目的デハナ
 イノデゴザイマスガ、併シ丁度全國三百万枚位ノ蠶種ノ検査デゴザイマスカ
 ラ錢ヅ、デハ十五万兩位ニナラウトスウ云フ考デアリマス、デ尙ホ一言申シ
 テ置キタクコトハ此検査料ヲ收入スルコトハ發議者モ實ハ本意デハナイ、併
 ナガラ此検査法ヲ行フト云フコトハ最モ必要ダト認メルノデゴザイマス、然
 ル處ガ御承知ノ如ク今日軍事ノ一件デアリマス、軍事ノ結果ハ餘程國庫ノ經
 濟上ニ於テハ從前トノ變動ノ生ジテ來ル、若シ夫レ等ノタメニ此必要ナ検査
 法ガ經費ノタメニ行レヌト云フコトデハ甚ダ遺憾デアル、故ニ實ハ不本意ナ
 ガラ検査料ト云フモノヲ收入スレバ多少……多イカ、少イカ、收出上多イカ、
 少イカハアリマセウガ、經費ノタメニ國庫ノ都合ハ夫レデ得ラル、斯ウ云フ
 考デ實ハ不本意ナガラ此簡條ヲ置イタノデアリマス、
 ○久保田讓君 本員モ此贊成者ノ一人デゴザイマスガ、是レハ勿論必要ナ
 法デアラウト考ヘマスガ、此簡條ハ隨分多イ簡條モゴザイマスルシ、且ツ實
 際ニハ隨分面倒ナ取扱ノ手續ノモノト存ジマスルデ、是レハ直ニ決セズニ委
 員ニ付託シテ委員デ篤ト調査攻究ヲ遂ゲテ、サウシテ可否ヲ決スルガ當然ト
 考ヘマスルカラシテ、委員九名、定規ノ委員デアツテ、サウシテ其選舉ハ議
 長ニ於テ指定シタク、此動議ヲ提出致シマス、
 ○男爵千家尊福君 久保田君ノ委員説ニ賛成、
 ○男爵楫取素彦君 久保田君ニ賛成、
 ○子爵酒井忠彰君 本員モ久保田君ニ賛成、
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 久保田君ヨリ本案ハ委員ニ付シタク、而シテ
 選舉ハ議長ニ託ヘル……久保田君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
 起立者 多數
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、御相談ヲ致シマスガ、
 マダ請願ノ會議が残ツテ居ルノデゴザイマスガ、本日ハ最早正午モ過ギマシ
 タカラ一應休憩フシテ會議ヲ致スベキデゴザイマスガ、段々本日ハ委員會ノ
 方へ引ケテ居ル御方モゴザイマスカラ、此請願ノ會議ハ明日ニ延ベテハ如何
 カト思ヒマス、

(異議ナシ)ト呼ブ者アリ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ其事ニ致シマセウ、明日ノ議事日程ヲ

書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

午前十時開議

第一 國立銀行條例中改正法律案(衆議院)
提出

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 復族祿及復祿ノ請願

第四 施療病院設立ノ請願

第五 沖繩縣ニ烟草稅則施行ノ請願

第六 燈臺官設ノ請願

○議長(侯爵峰須賀茂韶君) 本日ハ散會、

午後零時三十八分散會

第一讀會
議議議會會會會